

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事は、特記仕様書に、以下の内容を明示するものとする。

特例監理技術者の配置に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件とし、唐津市発注の災害復旧工事を含むこと。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場がすべて唐津市内であること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等については、書面（任意様式）により明らかにすること。